

高崎市営地下駐車場及び高崎市都市整備公社営駅前駐車場

管理委託業務プロポーザル実施要項

1 目的

一般財団法人高崎市都市整備公社（以下、「公社」という。）が「高崎市営地下駐車場及び高崎市都市整備公社営駅前駐車場管理委託業務」に係る契約の相手方となる事業者を公募及び選定するにあたり、この要項に基づき公募型プロポーザル方式により優れた提案や実績などを審査した上で、最も適した事業者を選定するものとする。

2 委託概要

- | | | | |
|-----------|---|--------------------|--|
| (1) 業務名称 | 高崎市営地下駐車場及び高崎市都市整備公社営駅前駐車場管理委託業務 | | |
| (2) 業務場所 | 高松地下駐車場 | 高崎市高松町 4 | |
| | 城址地下駐車場 | 高崎市高松町 3 5 - 1 | |
| | 城址第二地下駐車場 | 高崎市高松町 3 5 - 1 | |
| | 駅前駐車場 | 高崎市八島町 1 1 0 - 2 1 | |
| (3) 業務内容 | 別紙「高崎市営地下駐車場及び高崎市都市整備公社営駅前駐車場管理委託業務仕様書」のとおり | | |
| (4) 委託期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（年度更新の場合あり） | | |
| (5) 委託上限額 | 1 0 8, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む） | | |

3 業務の趣旨

高崎市（以下、「市」という。）が設置し、公社が指定管理者の指定を受けて管理する地下駐車場と公社が設置運営する駅前駐車場を合理的かつ、親切丁寧な運営をもって、利用者の利便性の向上、並びに福祉の向上に寄与するため、管理業務の一部を事業者へ委託するものである。

4 参加資格及び制限等

(1) 参加条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている事業者であること。

- ① 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- ② 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 1 6 年高崎市告示第 2 8 8 号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 法人であること。
- ⑤ 高崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年高崎市条例第 7 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は

同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- ⑥ 参加申込時点で、国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- ⑦ 高崎市内に本社を有している者。
- ⑧ 高崎市内において、駐車場施設（100台以上（無料駐車場を除く。））における運営又は管理業務の実績があること。
- ⑨ 本プロポーザルに参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(2) 参加に係る制限

- ① 参加申請書等の提出は、1者につき1点に限る。
- ② 共同企業体による参加は認めないものとする。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

5 募集スケジュール及び手続

(1) 実施要項及び提出書類に関する質問及び回答

受付期間	令和6年10月25日(金)～令和6年10月31日(木)午後5時
提出書類	質問書（様式第5号）
提出方法	下記事務局宛てに電子メール又はFAXにて提出すること。 ※電話による質問は受け付けない
回答日及び回答方法	回答日：令和6年11月6日(水) 回答方法：公社のホームページにて質問及び回答を公表する。
備考	① 質問は、本プロポーザルの内容に限る。 ② 業務場所現地の見学を希望する者は、質問の期間内に公社の許可を得て行うこと。また、日時と見学者の人数を記載した電子メール又はFAXにて許可の申請を行うこととし、公社は許可をする場合は、条件を付して電子メール又はFAXにて行う。

(2) 参加申請書類の提出

提出日時	令和6年11月12日(火)～22日(金)午前9時から午後5時までに公社へ持参。 (土曜日曜の提出は、受けられません。)
提出書類	① 参加申請書（様式第1号） ② 登記事項証明書 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ③ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書 税務署発行の「その3の3」様式 ④ 高崎市税の納税証明書（高崎市内に本社がある場合） 完納証明書（滞納額がない証明） (②～④は、いずれも提出日の3ヶ月以内に発行されたもの、原本又はコピー) ⑤ 直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）

	※2期目の決算を行っていない場合は、1期目の決算に係る財務諸表のみで可 ⑥ 法人概要書（様式第2号） ⑦ 誓約書（様式第3号） ⑧ 企画提案書（様式第4号）
提出方法	下記事務局宛てに提出日時に事務局へ持参すること。
備考	提出書類に不備があった際は受理をしない。

6 提案内容の評価について

提案内容の評価は、下記の評価項目ごとに行う。

評価項目	① 経営状態	・経営状態の健全性、長期運営の可否
	② 運営方針	・運営の基本的な考え方や方針 ・本業務に対するアピールポイント
	③ 事業実績	・駐車場の管理や運営実績、遂行能力
	④ 管理方式	・混雑緩和のための工夫、利用者に配慮したサービス提供等
	⑤ 安全・衛生管理	・安全・衛生管理体制 ・事故防止対策
	⑥ 実施体制	・人員配置（人員の確保の考え方などを含む） ・従業員への教育体制、接遇向上への取り組み
	⑦ 提案価格	・委託上限額内であつ、提案内容に即した価格か

7 選定について

(1) 選定方法

公社が別に設置する高崎市営地下駐車場及び高崎市都市整備公社営駅前駐車場管理委託業務プロポーザル事業者選定委員会において、11月下旬に行う。提案された企画提案書等について評価基準をもとに審査（書類審査）を行い総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

プロポーザル参加者が1事業者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下、「提出書類」という。）について、この要項について示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 4に記した「(1) 参加条件」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

(3) 選定結果及び公表

審査結果は、12月上旬に参加者全員に対して速やかに書面又はメールで通知する。また、文書発送後、審査結果を公社のホームページに優先交渉権者の名称と提案者数を掲載し、公表する。

審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 契約の締結等について

(1) 選定された優先交渉権者と公社とが協議し、提案された内容を加味し委託業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。

(2) 契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとするが、継続することに支障がなければ、1年ごとに更新するものとする。

また、本プロポーザルによる事業者選定終了後、公社が承認した日から令和7年3月31日までは、業務遂行前の準備期間とし、事業者においては、この期間に本業務を適正に履行できる準備を整えること。

(3) 契約手続き及び契約書は、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）の定めに従う。

9 その他の留意事項

(1) 提出書類の変更の禁止

・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

(2) 返却等

・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(3) 費用負担

・企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(4) 著作権・特許権等

・提出書類の内容に含まれる著作権・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案した者が負うものとする。

(5) その他

・参加者は、参加申請書の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。

事務局（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

一般財団法人高崎市都市整備公社 総務課

〒370-0849 高崎市八島町110-21

TEL : (027) 327-6719

FAX : (027) 323-2747

E-mail : info@toshiseibi.jp